

★南城市では地方税法に基づき特別徴収とさせて頂きます。ご理解と御協力を!!★

納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ当該年度の初日において給与の支払いを受けている者である場合においては、特別徴収の方法となります。(地方税法第321条の3抜粋)

※令和8年度の給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出期限は、令和8年2月2日（月）です。

※令和7年度に特別徴収義務者である事業所へ給与支払報告書（総括表）を送付していますので、令和8年度分で南城市への報告人員がいない場合は、提出の必要はありません。

★ 総括表様式下部の【注意点】を必ず確認してください!! ★

★ 本人及び扶養親族の個人番号（マイナンバー）の記載を!! ★

個人番号（マイナンバー）の確認方法

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票

南城市役所 税務課

〒901-1495
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
TEL 098-917-5328 FAX 098-917-5429

【注意】

令和8年度（7年分）より、給与支払報告書の様式が変更となります。
詳しくは下記のQRコードよりご確認ください。

※特別徴収に関する
各種様式については



検索

【提出するもの】 提出期限 令和8年2月2日(月)

- [1] 総括表…1枚
- [2] 給与支払報告書（個人別明細書：特別徴収分）
…従業員1名につき1枚
- [3] 普通徴収切替理由書兼仕切書…1枚
- [4] 給与支払報告書（個人別明細書：普通徴収分）
…従業員1名につき1枚

（注）[1]から[4]の順に重ねて提出してください。

[3]は[4]が無ければ提出不要です。

給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）等の作成のしかたについては、国税庁ホームページをご覧ください。

令和3年1月提出分より、前々年に税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合、市町村に提出する「給与支払報告書」は、eLTAXか光ディスク等による提出が義務化されました。

便利な電子申告、電子納付に係る
手続きについてはこちらから→



郵送する場合は、
右記の宛名をご利
用ください。
〒901-1495
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市役所 税務課 宛
【給報在中】

【異動届に関する注意】

特別徴収として給与支払報告書を提出した後、従業員に退職などの異動が発生した際は、特別徴収から普通徴収へ切り替えるため、必ず異動届を提出してください。

なお、1月1日から4月30日の間に退職した場合は、一括徴収することが法律で義務付けられています。

※給与支払報告書にかかる異動届

提出期限 令和8年4月10日（金）

普通徴収切替理由書 兼 仕切書

南城市長 宛	令和 年 月 日 提出
特別徴収義務者名	
特別徴収義務者指定番号	

略号	普通徴収とする理由（下記a～f以外の理由は切替不可）	人数
a	常時2人以下の手伝いさんなどの家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者（給与の支払が不定期な場合を含む）	人
c	退職者又は休職者（5月31日までに予定している者を含む）	人
d	給与額が少なく税額が引けない者	人
e	他の事業所で特別徴収される者（乙欄適用者）	人
f	事業専従者（青色申告者の専従者は源泉徴収の義務があるため除く）	人
合 計		人

※普通徴収に該当する方がいる場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に上記略号（a～f）を必ず記入してください。

※普通徴収とする方がいる場合は、この切替書理由書を総括表と共に提出してください。

※摘要欄に略号がない場合や、この切替理由書がない場合は特別徴収になります。

【注意点】 記入・提出の前に必ずお読みになってください。

- ◎提出の対象者は令和8年1月1日時点、南城市に住所のある方です。
- ◎南城市においては、給与支払報告書は1名につき1枚のみ提出してください。（副本不要）
- ◎報告人員と実際に提出する給与支払報告書の枚数に相違がないか確認してください。
- ◎名称・所在地に変更がある場合は、朱書きで見え消しをし、その下に記入してください。